

[防衛省について](#)[最近の国際軍事情勢](#)[防衛政策](#)[防衛省の取組](#)[採用情報](#)[報道・白書・広報イベント](#)[予算・調達](#)[法令・手続等](#)

[ホーム](#) > [防衛省の取組](#) > [防衛施設と周辺地域との調和・環境保全](#) > 風力発電設備が自衛隊・在日米軍の運用に及ぼす影響及び風力発電関係者の皆様への事前相談の

風力発電設備が自衛隊・在日米軍の運用に及ぼす影響及び風力発電関係者の皆様への事前相談のお願い

風力発電設備は自衛隊・在日米軍のレーダーや通信などに大きな影響を及ぼす可能性があります。

風力発電設備が自衛隊等の活動に及ぼす影響

風力発電設備の導入促進と、自衛隊・在日米軍の円滑な運用の両立を図るため、**風力発電設備の設置・変更を計画される関係者の皆様におかれましては、陸上、洋上を問わず、事業計画策定の初期段階で防衛省へ事前相談いただくようお願いいたします。**

また、令和6年5月に成立した防衛・風力発電調整法（「風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律」）に基づき、**電波障害防止区域内（陸上）において、羽根の長さが5m以上又は風車高が20m以上の風力発電設備を設置等する場合、工事着手の前に、防衛大臣への届出が必要となります。**

電波障害防止区域内であっても、風力発電設備の場所や高さによっては、設置等が可能な場合があるほか、電波障害防止区域外や洋上であっても、自衛隊等の運用に影響を及ぼす可能性があることから、**事業計画策定の初期段階で事前にご相談いただきますよう、お願いいたします。**

コンテンツ一覧

[事前相談のご案内](#)[防衛・風力発電調整法に基づく手続のご案内](#)[防衛・風力発電調整法の概要](#) [電波障害防止区域](#)[印刷用ページ](#)

防衛省について

最近の国際軍事情勢

防衛政策

防衛省の取組

採用情報

報道・白書・広報イベント

予算・調達

法令・手続等

[ホーム](#) > [防衛省の取組](#) > [防衛施設と周辺地域との調和・環境保全](#) > [風力発電設備が自衛隊・在日米軍の運用に及ぼす影響及び風力発電関係者の皆様への事前相談の](#)

風力発電設備（風車）が自衛隊等の活動に及ぼす影響

1. 総論

自衛隊は、我が国を防衛することが主な任務であり、有事に備えて平素から警戒監視や訓練といった多様な活動を行っています。また、日米安保条約に基づき我が国に駐留する米軍（在日米軍）も、我が国の防衛と地域の平和と安全のため、平素から日本国内で訓練をはじめとする各種活動を行っています。これらの平素からの活動なくして我が国の平和と安全を全うすることは不可能です。さらに、災害派遣等においても、自衛隊の円滑な運用が確保されることが国民の皆様への安全・安心を担保することにも繋がります。

平素から有事までの自衛隊や在日米軍の各種活動に際して、特に海空域や電波の円滑な利用は極めて重要です。この点、1基当たり陸上では百数十メートル、洋上では二百数十メートルに及ぶ風車群が設置される風力発電は、自衛隊や在日米軍の活動に大きな影響を及ぼす可能性があり、具体的には、レーダーのような電波を発する装備品の運用や通信への影響が考えられます。

2. レーダーへの影響

防衛省・自衛隊では、警戒管制レーダー（※）、航空管制レーダー、気象レーダーなどの用途に応じた様々なレーダーを使用していますが、物体に対し電波を発信し、反射した電波を受信することでその物体の位置を特定する原理は共通です。

ところが、レーダーと物体との間に風車が存在すると、当該風車がレーダーからの電波を反射することにより、目標（航空機等）の正確な探知が困難となり、警戒監視活動や対領空侵犯措置等に支障をきたすおそれがあります。具体的には、風車の羽根は、風向きや風の強さによって向きや速度を変えながら回転するため、多数の不要な反射波が発生し、目標の正確な探知が困難となります。

各種レーダー一覧

FPS-5（下鴨島分屯基地）



警戒管制レーダー

FPS-3改（大滝根山分屯基地）



FPS-7（宮古島分屯基地）



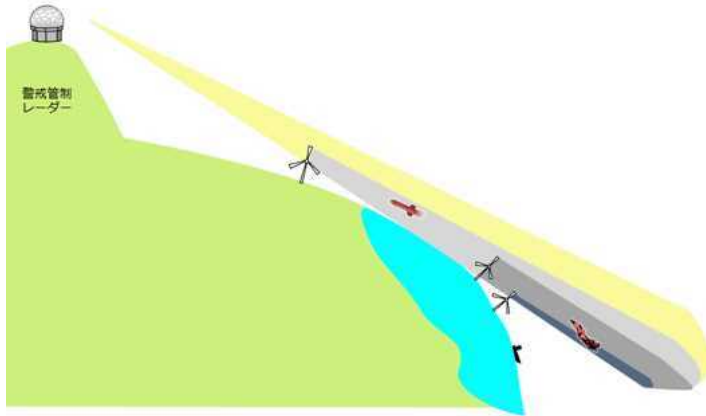
航空管制レーダー（入間基地）



気象レーダー（戸塚基地）



レーダーへの影響(イメージ)



※ イメージ図であり、実際のレーダーの覆域や影響の状況を表現したものではありません。

(※) 警戒管制レーダーへの影響

自衛隊では、我が国の領空に飛来する外国の航空機やミサイルなどを発見し、これに対処する、すなわち防空任務を遂行するため、全国の28か所のレーダーサイトに固定式警戒管制レーダーを設置しています。また、固定式警戒管制レーダーの補完のため、機動的な展開が可能な移動式警戒管制レーダーを保有しています。

自衛隊は、我が国周辺空域を警戒管制レーダー等によって常時監視しており、領空侵犯のおそれのある航空機などを発見した場合には、戦闘機を緊急発進させて対応していますが、緊急発進回数は近年高い水準で推移しています。また、弾道ミサイルや極超音速滑空体、高速化・長射程化した巡航ミサイル、小型無人機など、空からの脅威の種類は複雑化・多様化しています。

これらの脅威が我が国に接近する前に可能な限り早く探知して自衛隊の部隊による対応を行うためには、警戒管制レーダーが十分な機能を発揮することが必要不可欠です。しかし、風車から受ける反射波の影響によりレーダーの探知能力が低下すると、飛来する航空機やミサイルなどの早期かつ正確な探知・捕捉が困難となり、ひいては自衛隊の部隊による対処が困難となるおそれがあります。

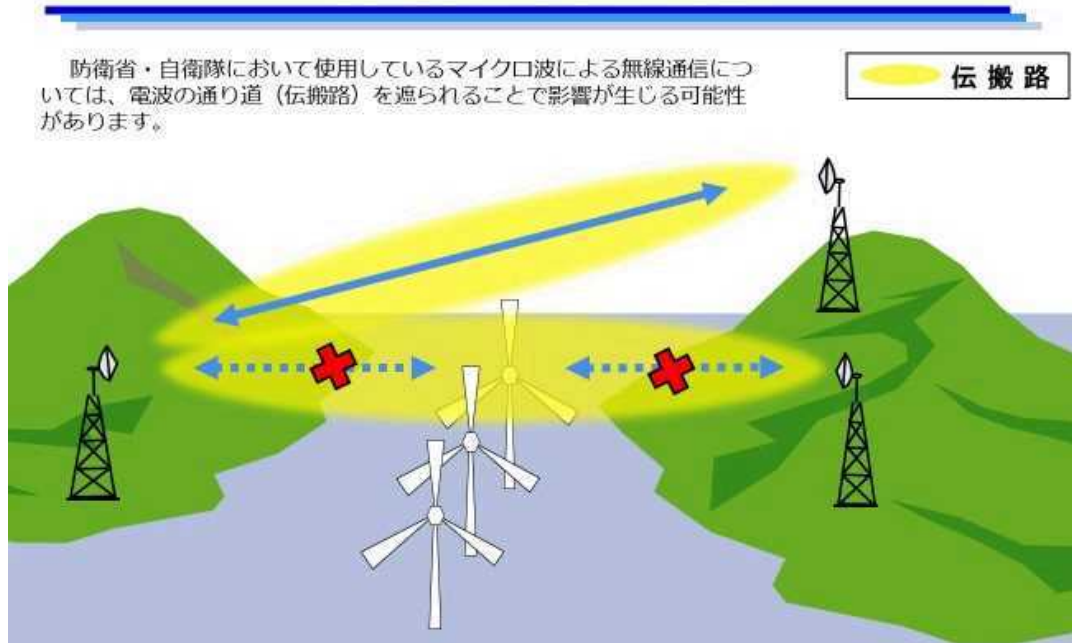
固定式警戒管制レーダーの配置図



3. 通信等への影響

自衛隊の駐屯地・基地間ではマイクロ波等を用いた無線通信を行うことがありますが、その電波の通り道（伝搬路）を遮る形で風車が設置されると、電波の伝搬に障害が発生し、通信ができなくなるおそれがあります。また、自衛隊は電波等を用いた情報収集活動等を行っており、風車が設置される場所によっては、こうした活動に支障が生じるおそれがあります。

無線通信への影響（イメージ）



4. その他の影響

風車が自衛隊等の活動に及ぼす影響としては、レーダーや通信に関するもののほか、以下のようなものが考えられます。

①試験への影響

防衛省では、自衛隊が使用する砲弾やミサイル、艦船などの性能に問題がないかなどを確認する試験をあらかじめ設定された水域等で行っており、これらの水域等に風車が設置されると、試験の安全な実施が困難となるおそれがあります。

②訓練への影響

自衛隊は、洋上等で射撃などの訓練を行っていますが、その区域や周辺に風車が設置されると、訓練の安全な実施が困難となるおそれがあります。

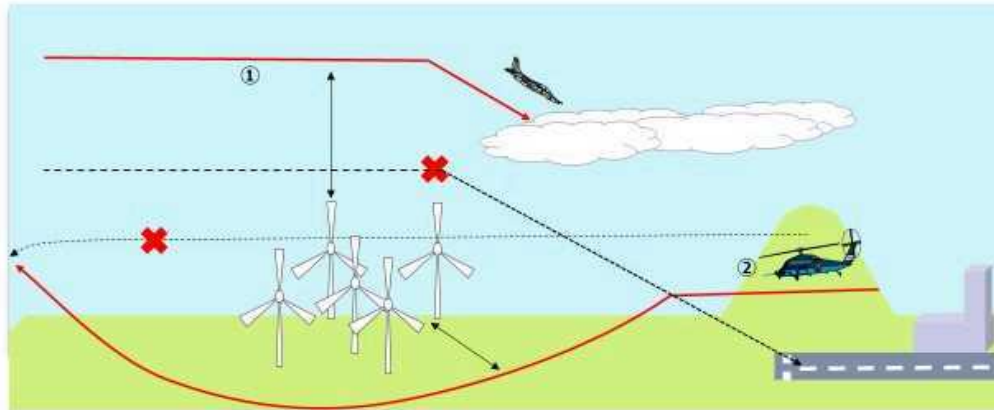
③航空機の運航への影響

自衛隊の航空機は、各地の飛行場を拠点として、練度を向上させるための訓練や警戒監視、対領空侵犯措置としての緊急発進など、平素から様々な活動を行っています。また、要請を受けて、救難ヘリコプターにより傷病者の救出・搬送などを行うこともあります。

航空機が、安全に飛行するためには、風車をはじめ地上の建物などから一定の距離を保つ必要があるため、飛行経路付近に大型の風車が設置される場合、こうした活動に影響を及ぼすおそれがあります。

航空機の運航への影響(イメージ)

- ① 風車との安全な距離を保つために飛行場へ進入する際の高度が高くなると、気象の影響を受けやすくなり、飛行場の利用に制約が生じるおそれ
- ② 風車群を迂回するために、救難ヘリによる傷病者の救出・搬送等に時間を要するおそれ



5. 在日米軍への影響

在日米軍施設・区域を使用して活動している在日米軍についても、これまで述べた自衛隊への影響と同じような影響が生じる可能性があります。

特に、青森県（三沢市・六ヶ所村）に所在する三沢対地射爆撃場周辺においては、風車が設置されることによって航空機の飛行の安全性に影響を及ぼす可能性が高く、防衛省において運用の支障の有無について慎重な確認を要する区域があります（対象範囲については、下記リンク先を参照）。

▶ [青森県において防衛省・自衛隊又は在日米軍の各種活動に影響を及ぼす可能性がある区域](#) PDF

2025年3月3日更新

[防衛省について](#)[最近の国際軍事情勢](#)[防衛政策](#)[防衛省の取組](#)[採用情報](#)[報道・白書・広報イベント](#)[予算・調達](#)[法令・手続等](#)[ホーム](#) > [防衛省の取組](#) > [防衛施設と周辺地域との調和・環境保全](#) > [風力発電設備が自衛隊・在日米軍の運用に及ぼす影響及び風力発電関係者の皆様への事前相談の](#)

事前相談のご案内

事前相談の対象となる風力発電設備

- 防衛・風力発電調整法の電波障害防止区域に該当するか否かに関わらず、広くご相談いただくようお願いいたします。
- また、陸上に限らず、洋上に設置を計画されている場合であっても、ご相談をお願いいたします。

事前相談のタイミング・ご提供いただきたい情報

- 当省としては、円滑な調整を実施するためには、早い段階で風力発電関係者の皆様との調整を開始させていただくことが重要であると考えていることから、事業計画策定の初期段階で事前相談いただくようお願いいたします。
- 自衛隊等の運用への影響を正確に分析・評価するためには、各風力発電設備の緯度・経度と最高部の高さ（標高を含む）などの情報が必要となるため、事前相談に際してはこれらのデータをご提供いただくようお願いいたします。
- データをご提供いただく際は、まずは可能な範囲でご記載いただくようお願いいたします。情報に不足がある場合は、こちらからご連絡させていただきます。

自衛隊や在日米軍の円滑な運用を確保し、かつ風力発電の導入を促進するという課題を両立させるため、当省としても、風力発電関係者の皆様から事前相談をいただいた場合には、可能な限り迅速な対応を行ってまいります。

連絡先について

- 防衛省・自衛隊として統一的な評価を行うため、事前相談は本省で一括して受け付けることとしています。そのため、本社や設置予定場所の最寄りの部隊等ではなく本省（防衛政策局運用基盤課）に直接ご連絡願います。

[送信フォーム](#)[風車情報入力シート](#)

- ※ 1 風車情報入力シートの送信には、送信フォームをご利用ください。
- ※ 2 担当者から受信確認の返信を行います。返信がない場合はお問合せください。
- ※ 3 風車情報入力シートは、防衛・風力発電調整法に基づく届出の際にもご利用いただけるほか、内閣府宇宙開発戦略推進事務局準天頂衛星システム戦略室、国土交通省水管理・国土保全局河川計画課及び気象庁大気海洋部観測整備計画課への相談にもご利用いただけます。
- ※ 4 事前相談に対する本省からの回答（評価結果）は、その時点でのものです。その後の各種状況の変化を踏まえて評価を変更する場合など、本省から再度連絡させていただく場合もあります。
- ※ 5 電話でのお問い合わせを希望される場合は、防衛省代表電話（03-5366-3111）を通じて防衛政策局運用基盤課までご連絡願います。

[防衛省について](#)[最近の国際軍事情勢](#)[防衛政策](#)[防衛省の取組](#)[採用情報](#)[報道・白書・広報イベント](#)[予算・調達](#)[法令・手続等](#)[ホーム](#) > [防衛省の取組](#) > [防衛施設と周辺地域との調和・環境保全](#) > [風力発電設備が自衛隊・在日米軍の運用に及ぼす影響及び風力発電関係者の皆様への事前相談のお歴](#)

防衛・風力発電調整法に基づく手続のご案内

〈届出の対象〉

陸上において羽根の回転により風力を電気に変換する発電設備であって、羽根の長さが5メートル以上のもの又は風車高（羽根の先端が最も高い位置にあるときの羽根の先端と地表との垂直距離）が20メートル以上のものを電波障害防止区域内において設置等する場合

(I) 風力発電設備の設置等の届出

防衛・風力発電調整法に基づき、以下の1～3のいずれかに該当する場合は、届出が必要です。該当する様式に必要事項を記載のうえ、ページ下部の「送信フォーム」から届出を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、各様式の別表は、事前相談の「風車情報入力シート」と同一であり、こちらを用いていただくことも可能です。

1 風力発電設備の設置等に係る工事（※）の着手前に行う届出

📎 [別記様式第一（zipファイル：28.2KB）](#)

上記に次に掲げる書面のいずれかを添付する必要があります。

- (1) 電気事業法第46条の17第2項の規定による経済産業大臣からの通知（環境アセスの評価書確定通知）
- (2) 電気事業法第48条第1項の規定による主務大臣への届出（工事計画の届出）
- (3) これらと同等程度に手続を経ているものと認められるもの（例：条例アセスの評価書確定通知）

（※）本法における「工事」とは、風車の設置場所を整備する基礎工事を含む、風車そのものの建設工事であり、風車の設置場所における樹木の伐採や、設置場所まで資材を運搬するための道路工事といった工事は含まれません。

また、以下の場合を含みます。

- 既設の風力発電設備について、ブレードの交換等を行う場合
- 既設の風力発電設備を建て替える（リプレイスする）場合（同じ場所で同じ高さの風力発電設備に建替えを行う場合であっても、届出が必要となります。）。

2 以下の事由により届け出た事項を変更する場合に行う届出

- (1) 1により届け出た事項を変更する場合（※）
- (2) 3により届け出た事項を変更する場合
- (3) 法第5条第1項に基づく届出命令に基づき届け出た事項を変更する場合

（※）風力発電設備の設置者と防衛大臣による協議の結果、届出の内容を変更する場合も該当します。

📎 [別記様式第二（zipファイル：28.8KB）](#)

3 電波障害防止区域の指定又は変更を行った際、風力発電設備の設置等に係る工事を施工中又は防衛省令で定める程度に施工の準備が完了している場合に行う届出

[別記様式第三 \(zipファイル：28.2KB\)](#)

上記に次に掲げる書面のいずれかを添付する必要があります。

(1) 工事施工中の場合

施工中であることを証する書面

(2) 防衛省令で定める程度に施工の準備が完了している場合

ア 電気事業法第46条の17第2項の規定による経済産業大臣からの通知（環境アセスの評価書確定通知）

イ 電気事業法第48条第1項の規定による主務大臣への届出がなされたもの（工事計画の届出）

ウ これらと同等程度に手続を経ているものと認められるもの（例：条例アセスの評価書確定通知）

（Ⅱ）自衛隊等使用電波障害の有無の通知

防衛大臣は、届出を受けた風力発電設備が自衛隊等の使用する電波の障害原因となるかどうかを判定し、①障害原因とならない場合はその旨を風力発電設備の設置者に、②障害原因となる場合は障害となる部分とその理由を風力発電設備の設置者に通知します。

障害の有無は、防衛省に届出があった日から3週間以内に通知します（ただし、判定に当たり、追加で資料を求める場合はこの限りではありません。）。

（Ⅲ）設置等に係る工事の制限

障害原因とならない旨の通知を受けた風力発電設備の設置者は、本法律に基づく協議を行うことなく設置等の工事を行うことができます。

障害原因となる旨の通知を受けた風力発電設備の設置者は、通知を受けた日から最長2年間は障害原因となる部分に関して工事を行うことはできません。ただし、工事計画の変更に伴う届出を行った結果、（Ⅱ）の障害原因とならない旨の通知を受けたとき又は（Ⅳ）の防衛大臣との協議が調ったとき等には、工事制限は解除されます。

（Ⅳ）協議

障害原因となる旨の通知を受けた場合、風力発電設備の設置者と防衛大臣は、相互に、相手方に対し、電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動の確保と風力発電設備に係る財産権の行使との調整を図るため、必要な措置に対して協議を求めることができます。

協議が調った場合、工事制限は解除されます。

（Ⅴ）罰則

届出を行わず工事に着手した場合や虚偽の届出を行った場合は、罰則が科せられます。

届出を行う際は、以下の送信フォームをご利用ください。

[送信フォーム](#)

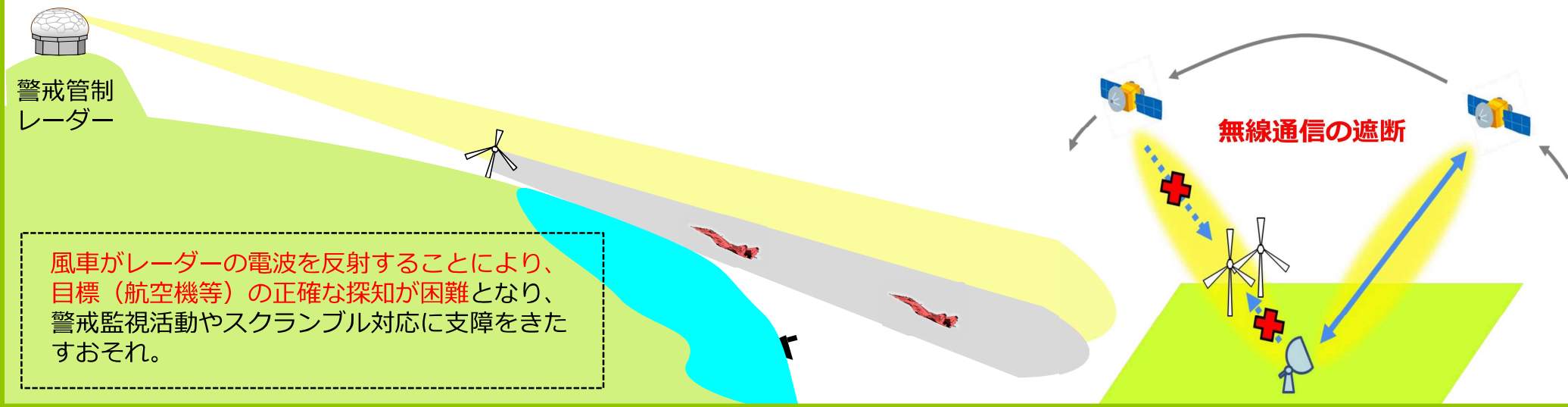
※1 担当者（防衛政策局運用基盤課）から受信確認の返信を行います。返信がない場合はお問合せください。

※2 電話でのお問い合わせを希望される場合は、防衛省代表電話（03-5366-3111）を通じて防衛政策局運用基盤課までご連絡願います。

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し 電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律 (防衛・風力発電調整法)

背景・課題

- 政府として2050年までに脱炭素社会を目指すとされている中で、エネルギー源としての**風力発電の導入は、今後拡大する見込み**
- 他方、多数林立する風力発電設備は、洋上を監視する**自衛隊のレーダー等**や人工衛星と地上局との間で行われる**無線通信に障害を及ぼすおそれ**

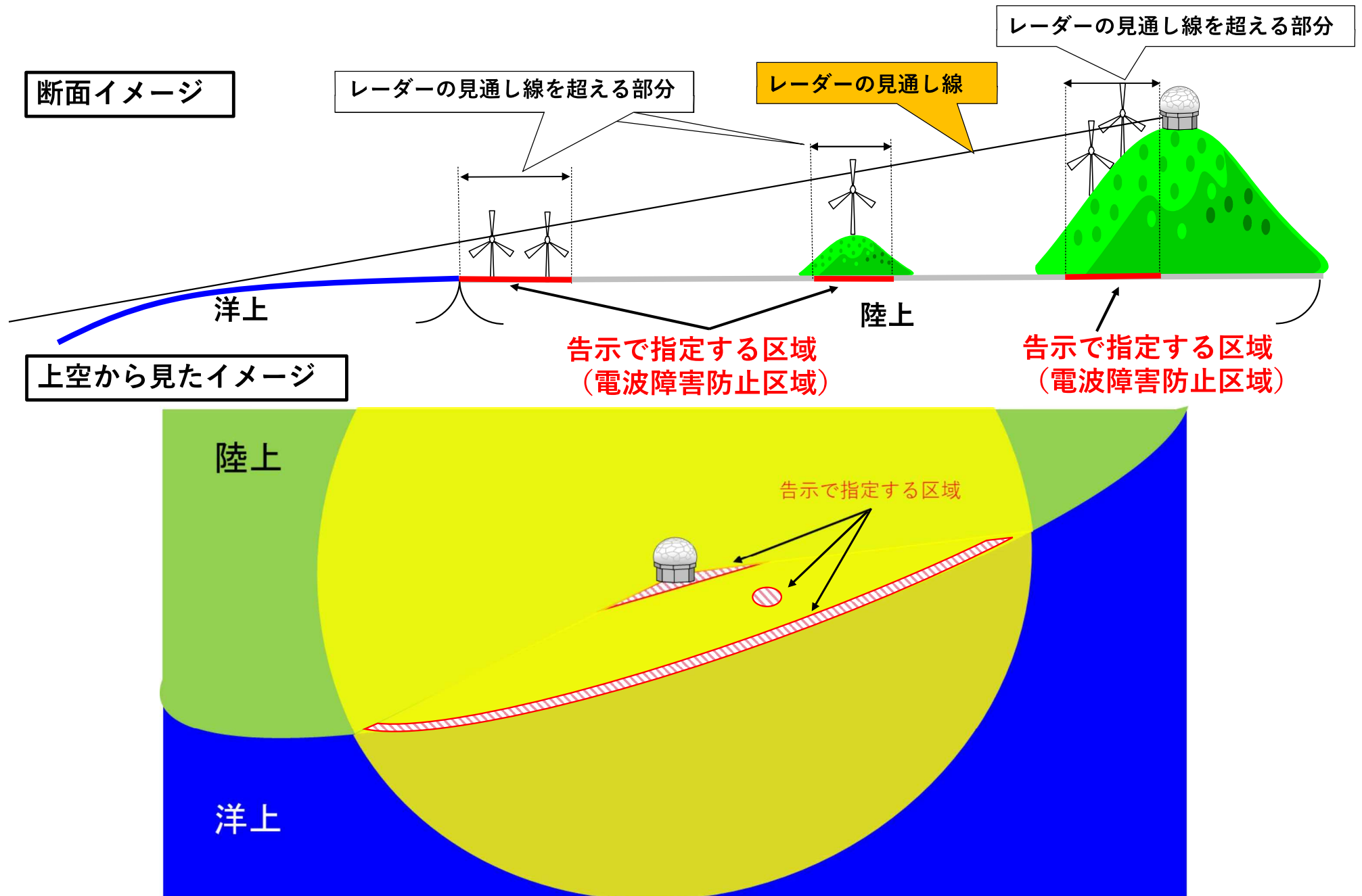


法律の概要

- 防衛大臣が**告示で指定する陸上区域**において、**風力発電設備を設置する者は、防衛大臣に届出**【第3条・第4条】
 - 自衛隊等の使用する電波の伝搬に障害を及ぼす場合、設置者と最大2年間**協議**（協議が調った時点で工事可能。2年を経過した場合も同様）【第7条・第8条】
 - 防衛大臣及び経済産業大臣は、本法の施行に関し**相互に協力**する旨を規定【第11条】
- ※ 協議期間中に工事を行ったとき等における**罰則**を規定【第14条～第17条】

電波障害防止区域（警戒管制レーダー等の例）

省令で定める基準となる風車が、レーダーから水平線への見通し線を超える区域を告示で指定



防衛・風力発電調整法に基づく **工事計画の届出に至る前の段階**（= **事業計画策定の初期段階**）における **事前相談**により、あらかじめ調整を実施

設置者

防衛大臣

（１）電波障害防止区域の指定

（２）風力発電設備の設置等の届出

設置等予定の風力発電設備が電波障害防止区域内にある場合、工事の着手前に、工事計画を届出

（３）自衛隊等使用電波障害の有無の通知

自衛隊等の使用する電波の伝搬に障害を及ぼすか判定し、届出があった日から3週間以内に通知

※ ただし、判定に必要な資料が不足している場合はこの限りではない

（４）設置等に係る工事の制限

障害ありの通知を受けた日から最長2年間は工事制限

（５）協議

必要な措置に関して協議

※ 協議が調った時点で工事可能

防衛省について

最近の国際軍事情勢

防衛政策

防衛省の取組

採用情報

報道・白書・広報イベント

予算・調達

法令・手続等

ホーム > 防衛省の取組 > 防衛施設と周辺地域との調和・環境保全 > 風力発電設備が自衛隊・在日米軍の運用に及ぼす影響及び風力発電関係者の皆様への事前相談のお願い

電波障害防止区域

防衛・風力発電調整法第3条では、防衛大臣は、レーダーを用いてする監視等の自衛隊の活動について、風力発電設備の設置等が行われた場合に著しい障害を生ずるおそれを防止し、電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動の確保を図るために必要があるときは、その必要な限度において、電波障害防止区域として指定することができる旨が定められています。

北海道

北海道

東北

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

福島県

関東甲信越

茨城県

栃木県

埼玉県

千葉県

東京都

神奈川県

新潟県

東海北陸

石川県

岐阜県

静岡県

愛知県

近畿

三重県

京都府

和歌山県

中国・四国

島根県

広島県

山口県

徳島県

九州

福岡県

佐賀県

長崎県

宮崎県

鹿児島県

沖縄

沖縄県

1 指定区域一覧（都道府県又は市町村をクリックすると区域図が閲覧できます。）

北海道

- 札幌市
- 小樽市
- 帯広市
- 網走市
- 苫小牧市
- 稚内市
- 江別市
- 根室市
- 千歳市
- 恵庭市
- 石狩市
- 石狩郡当別町
- 松前郡松前町
- 奥尻郡奥尻町
- 夕張郡長沼町
- 宗谷郡猿払村
- 天塩郡豊富町
- 礼文郡礼文町
- 利尻郡利尻町
- 利尻郡利尻富士町
- 斜里郡斜里町
- 幌泉郡えりも町
- 河西郡芽室町
- 中川郡幕別町
- 厚岸郡厚岸町
- 厚岸郡浜中町
- 野付郡別海町
- 標津郡中標津町
- 標津郡標津町
- 目梨郡羅臼町

青森県

- 八戸市
- 五所川原市
- 土和田市
- 三沢市
- むつ市
- つがる市
- 東津軽郡今別町
- 東津軽郡蓬田村
- 東津軽郡外ヶ浜町
- 北津軽郡中泊町
- 上北郡野辺地町
- 上北郡七戸町
- 上北郡横浜町
- 上北郡東北町
- 上北郡六ヶ所村
- 下北郡大間町
- 下北郡東通村
- 下北郡風間浦村
- 下北郡佐井村
- 三戸郡五戸町
- 三戸郡南部町

> 岩手県 PDF

> [宮古市](#) PDF

> [大船渡市](#) PDF

> [久慈市](#) PDF

> [釜石市](#) PDF

> [上閉伊郡大槌町](#) PDF

> [下閉伊郡山田町](#) PDF

> [下閉伊郡岩泉町](#) PDF

> [下閉伊郡田野畑村](#) PDF

> [下閉伊郡普代村](#) PDF

> [九戸郡野田村](#) PDF

> [九戸郡洋野町](#) PDF

> 宮城県 PDF

> [石巻市](#) PDF

> [塩竈市](#) PDF

> [東松島市](#) PDF

> [宮城郡七ヶ浜町](#) PDF

> 秋田県 PDF

> [男鹿市](#) PDF

> 福島県 PDF

> [いわき市](#) PDF

> [田村市](#) PDF

> [南相馬市](#) PDF

> [双葉郡広野町](#) PDF

> [双葉郡楡葉町](#) PDF

> [双葉郡富岡町](#) PDF

> [双葉郡川内村](#) PDF

> [双葉郡大熊町](#) PDF

> [双葉郡双葉町](#) PDF

> [双葉郡浪江町](#) PDF

> [双葉郡葛尾村](#) PDF

> 茨城県 PDF

> [取手市](#) PDF

> [守谷市](#) PDF

> [かすみがうら市](#) PDF

> [行方市](#) PDF

> [銚田市](#) PDF

> [東茨城郡茨城町](#) PDF

> 栃木県 PDF

- > 宇都宮市 PDF
- > 下野市 PDF

- > 河内郡上三川町 PDF

> 埼玉県 PDF

- > 川越市 PDF
- > 所沢市 PDF
- > 狭山市 PDF
- > 入間市 PDF

- > 坂戸市 PDF
- > 鶴ヶ島市 PDF
- > 日高市 PDF
- > 入間郡毛呂山町 PDF

> 千葉県 PDF

- > 銚子市 PDF
- > 船橋市 PDF
- > 館山市 PDF
- > 旭市 PDF
- > 習志野市 PDF
- > 柏市 PDF
- > 勝浦市 PDF
- > 我孫子市 PDF
- > 鴨川市 PDF

- > 鎌ヶ谷市 PDF
- > 君津市 PDF
- > 南房総市 PDF
- > いすみ市 PDF
- > 長生郡一宮町 PDF
- > 長生郡睦沢町 PDF
- > 夷隅郡大多喜町 PDF
- > 夷隅郡御宿町 PDF

> 東京都 PDF

- > 八王子市 PDF
- > 立川市 PDF
- > 町田市 PDF
- > 小平市 PDF
- > 日野市 PDF

- > 東村山市 PDF
- > 東大和市 PDF
- > 武蔵村山市 PDF
- > 多摩市 PDF

> 神奈川県 PDF

- > 相模原市 PDF
- > 藤沢市 PDF
- > 茅ヶ崎市 PDF

- > 大和市 PDF
- > 綾瀬市 PDF

> 新潟県 PDF

> 佐渡市 PDF

> 石川県 PDF

> 小松市 PDF

> 輪島市 PDF

> 珠洲市 PDF

> 加賀市 PDF

> 白山市 PDF

> 能美市 PDF

> 能美郡川北町 PDF

> 羽咋郡志賀町 PDF

> 鳳珠郡穴水町 PDF

> 岐阜県 PDF

> 各務原市 PDF

> 静岡県 PDF

> 浜松市 PDF

> 磐田市 PDF

> 湖西市 PDF

> 御前崎市 PDF

> 愛知県 PDF

> 名古屋市 PDF

> 春日井市 PDF

> 江南市 PDF

> 小牧市 PDF

> 日進市 PDF

> 丹羽郡大口町 PDF

> 三重県 PDF

> 津市 PDF

> 伊勢市 PDF

> 松阪市 PDF

> 鳥羽市 PDF

> 志摩市 PDF

> 伊賀市 PDF

> 多気郡多気町 PDF

> 多気郡明和町 PDF

> 多気郡大台町 PDF

> 度会郡玉城町 PDF

> 度会郡度会町 PDF

> 度会郡大紀町 PDF

> 度会郡南伊勢町 PDF

> 北牟婁郡紀北町 PDF

> [京都府](#) PDF

> [京丹後市](#) PDF

> [和歌山県](#) PDF

> [東牟婁郡那智勝浦町](#) PDF

> [東牟婁郡串本町](#) PDF

> [東牟婁郡太地町](#) PDF

> [鳥根県](#) PDF

> [松江市](#) PDF

> [広島県](#) PDF

> [大竹市](#) PDF

> [廿日市市](#) PDF

> [山口県](#) PDF

> [萩市](#) PDF

> [岩国市](#) PDF

> [徳島県](#) PDF

> [鳴門市](#) PDF

> [板野郡藍住町](#) PDF

> [板野郡松茂町](#) PDF

> [板野郡板野町](#) PDF

> [板野郡北島町](#) PDF

> 福岡県 PDF

> 福岡市 PDF

> 宗像市 PDF

> 福津市 PDF

> 糸島市 PDF

> 糟屋郡新宮町 PDF

> 糟屋郡久山町 PDF

> 遠賀郡岡垣町 PDF

> 田川郡香春町 PDF

> 田川郡赤村 PDF

> 京都郡みやこ町 PDF

> 築上郡築上町 PDF

> 佐賀県 PDF

> 佐賀市 PDF

> 唐津市 PDF

> 伊万里市 PDF

> 神埼市 PDF

> 東松浦郡玄海町 PDF

> 長崎県 PDF

> 平戸市 PDF

> 松浦市 PDF

> 対馬市 PDF

> 壱岐市 PDF

> 五島市 PDF

> 宮崎県 PDF

> 宮崎市 PDF

> 日南市 PDF

> 串間市 PDF

> 児湯郡新富町 PDF

鹿児島県

- 鹿屋市
- 枕崎市
- 薩摩川内市
- 南さつま市
- 肝属郡東串良町
- 肝属郡錦江町
- 肝属郡南大隅町
- 肝属郡肝付町
- 大島郡和泊町
- 大島郡知名町
- 大島郡与論町

沖縄県

- 那覇市
- 浦添市
- 糸満市
- 沖縄市
- 豊見城市
- うるま市
- 宮古島市
- 南城市
- 中頭郡北中城村
- 島尻郡渡嘉敷村
- 島尻郡座間味村
- 島尻郡渡名喜村
- 島尻郡久米島町
- 島尻郡八重瀬町
- 八重山郡与那国町

2 関連する防衛省告示

- 防衛省告示第三十九号（令和7年3月3日）（PDF形式：105KB）

※ 図面は、防衛政策局及び各地方防衛局に備え置いて縦覧に供しています。なお、風力発電設備の設置等を予定している施工地が電波障害防止区域に該当するかどうか判断が難しい場合は、防衛政策局運用基盤課にご相談ください。

2025年5月1日更新